

オープンイノベーション促進税制 2023年4月1日以降の主な変更点（令和5年度税制改正）

- これまで新規発行株式の取得のみ（新規出資型）が対象であったところ、スタートアップの成長に資するM&Aを後押しするため、**M&A時の発行済株式の取得に対しても税制の対象とする拡充を行いました（M&A型）**。
- また、**新規出資型について、2023年4月1日以降の出資分に関する制度の見直し**を行いました。

M&A型の新設*1,2

- 1 発行済株式が対象**
 - **スタートアップの成長に資するM&A（議決権の過半数の取得）**を行った場合、発行済株式の取得価額の25%を所得控除
 - 株式取得額が**5億円以上のM&Aが対象**
- 2 所得控除上限額**
 - **所得控除の上限額は50億円/件**
 - 新規出資型と合わせて年間125億円/社まで（取得価額換算：200億円/件、年間500億円/社）*4
- 3 成長要件（次ページ参照）**
 - 5年以内に、M&Aをしたスタートアップ企業が成長要件を達成したことの証明を受けることが必要（受けていない場合、所得控除分は一括取り戻し）

新規出資型の見直し*3

- 1 一部対象の見直し**
 - 過去にオープンイノベーション促進税制（新規出資型）の証明を受けている場合、当該証明を受けた出資先のスタートアップ企業に対して行う追加出資（新規発行株式の取得）は対象外
 - ただし、追加出資によって議決権の過半数を有することになる場合は対象
- 2 所得控除上限額**
 - **所得控除の上限額は12.5億円/件**
 - M&A型と合わせて年間125億円/社まで（取得価額換算：50億円/件、年間500億円/社）*4

*1 新規出資型と異なり、海外スタートアップのM&Aは対象外。

*2 2023年4月1日以降にスタートアップ企業の新規発行株式を取得し新規出資型で証明を受けた場合、そのスタートアップ企業のM&AにM&A型を適用することは不可。

*3 上記は2023年4月1日以降の出資分から適用

*4 取得価額換算した額以上のM&A又は出資であっても税制の対象となります（例えば、取得価額300億円のM&Aも税制の対象となりますが、所得控除額は50億円以内。）

(参考) M&A型の成長要件の全体像

- M&A後、5年以内にスタートアップが成長要件を達成した場合、所得控除を継続して受けられる。
- スタートアップの成長段階に応じ①売上高成長、②成長投資、③研究開発特化の3類型。

類型	対象となるスタートアップ (M&A時点の要件)	5年以内に満たすべき要件	
		成長投資	事業成長
① 売上高 成長類型	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売上高</u> ≥ 33億円 ● <u>売上高成長率</u> ≥ 1.7倍
② 成長投資 類型	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売上高</u> ≤ 10億円 ● <u>(研究開発費+設備投資) ÷ 売上高</u> ≥ 5% 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>研究開発費</u> ≥ 4.6億円 <u>研究開発費成長率</u> ≥ 1.9倍 又は ● <u>設備投資</u> ≥ 0.7億円 <u>設備投資成長率</u> ≥ 3.0倍 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売上高</u> ≥ 1.5億円 ● <u>売上高成長率</u> ≥ 1.1倍
③ 研究開発 特化類型	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>売上高</u> ≤ 4.2億円 ● <u>研究開発費 ÷ 売上高</u> ≥ 10% ● <u>営業利益</u> < 0 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>研究開発費</u> ≥ 6.5億円 ● <u>研究開発費成長率</u> ≥ 2.4倍 ● <u>研究開発費増加額</u> ≥ 株式取得価格の15% 	—